

研修 D 質疑記録

秋田県公文書館

柴田知彰

針谷武志（別府大学）：公文書管理法の第1条（目的）の所で「何人も」という表現が無いことは、自分も少し気になっている。公文書管理法では不服申し立てもあるので、利用請求権は認められたものと解していた。ただ情報公開法の場合は、京都大学の行政法学者・芝池氏によると、「何人」もという言葉は原国籍等を問わず「誰でも見られる」という意味だそうである。これは、日本に居る限りは外国人にも見せるという意味である。我々も外国のアーカイブズ機関に行けば、国籍を問われること無く資料を見せてもらえる。「何人も」とは、そのような精神に関係しているのだろう。この点が公文書管理法では曖昧になっていると思う。「何人」にも見せることが曖昧であると、例えば税金に関して「国民にしか見せない」とか「県民にしか見せない」とか誤解が生じてくることを案じている。

保坂：法律家の話では、公文書管理法第1条は現状の条文でも、解釈としては「何人も」ということになる。なぜかと言うと、第16条（特定歴史公文書等の利用請求及びその取

扱い) の条文の書き方が、「国民」を敢えて入れていないからである。条文には国立公文書館等の長が利用させる際の手続きを述べているが、「国民」という言葉は入っていない。情報公開法の先例もあるので、解釈としては「何人も」になるが、明確に条文に書かれていなければ分からない。やはり「大事なことは書かなければいけない」という点で同感である。